令和８年度

市立旭中学校・市立大野南中学校プール修繕

設計書

相模原市

部　長	課　長	総括副主幹	総括副主幹	検　算	検　算	担　当		

令和８年度

市立旭中学校・市立大野南中学校プール修繕　　設計書

修繕価格	
消費税及び地方税相当額	
修繕費	

施設箇所名	市立旭中学校・市立大野南中学校
所在地	相模原市緑区橋本1-12-15・相模原市南区文京1-10-1

修繕概要

市立旭中学校・市立大野南中学校プール修繕　一式

ﾌﾟｰﾙ鋼板部 ｳｫｰﾀｰﾌﾞﾗｽﾄ工法による塗膜及び錆等全面除去

ｶﾞﾗｽｸﾛｽﾗｲﾆﾝｸﾞ工法（GEU-3）による全面塗装

起工理由		本修繕監督員及び材料検査は下記の者に定める	課　長

着手年月日	年　月　日	完成年月日	年　月　日
執行方法	□指名競争入札　□一般競争入札　□随意契約		

名　　称	数　量	単位	金　　額	備　　考
直接修繕費				
建築修繕	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費 （標準・積上）	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
修繕価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		消費税率 10 %
修繕費	1	式		

名　　称	数　量	単位	金　　額	備　　考
プール修繕	1	式		
計				

名　　称	数　　量	単位	金　　額	備　　考
プール修繕	1	式		
計				

名　　称	数　　量	単位	金　　額	備　　考
プール修繕	1	式		
計				

プール修繕				市立旭中学校プール修繕		
名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　　額	備　　考
既存塗膜全面除去	全ｹﾚﾝ　ｳｫｰﾀｰﾌﾞﾗｽﾄ工法（超高圧） 汚水ろ過処理共	505	㎡			
高圧洗浄		505	㎡			
ｶﾞﾗｽｸﾛｽﾗｲﾆﾝｸﾞ工法（GEU-3）	ﾌﾟｰﾙｺｰﾄ施工ｼｽﾃﾑ SS-311G工法同等程度 ﾌﾟｰﾙｺｰﾄｽﾍﾟｼｬﾙAU仕上げ同等程度 発錆除去脱脂含む	505	㎡			
ｺｰｽﾗｲﾝ塗装　W=200	2回塗	221	m			
短辺（ｽﾀｰﾄ・ﾀｰﾝ面）ﾉﾝｽﾘｯﾌﾟ	珪砂散布（6号程度）	31.2	㎡			
ｵｰﾊﾞｰﾌﾛｰ部ﾉﾝｽﾘｯﾌﾟ	長辺のみ　珪砂散布（6号程度）	78.7	㎡			
距離標示　ｵｰﾊﾞｰﾌﾛｰ部	ｽﾃｯｶｰ	4	か所			
水深標示　ｵｰﾊﾞｰﾌﾛｰ部	ｽﾃｯｶｰ	4	か所			
水深標示　ﾌﾟｰﾙ槽内　長辺側面	ｽﾃｯｶｰ（２枚組）	4	か所			
ｼｰﾘﾝｸﾞ打ち替え	ﾎﾟﾘｻﾙﾌｧｲﾄﾞ系（PS-2） ﾌﾟｰﾙ層・ﾌﾟｰﾙｻｲﾄﾞ取り合い	81	m			
鉄部腐食部補修		1	式			
建築混合廃棄物		1.5	m3			
運搬費	2t	1	台			
汚泥廃棄物（ｳｫｰﾀｰﾌﾞﾗｽﾄ時の排水処理費を含む）		1.2	m3			
運搬費	2t	1	台			
計						

プール修繕		プール修繕			市立大野南中学校プール修繕	
名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　　額	備　　考
既存塗膜全面除去	全ｹﾚﾝ　ｳｫｰﾀｰﾌﾞﾗｽﾄ工法（超高圧） 汚水ろ過処理共	505	㎡			
高圧洗浄		505	㎡			
ｶﾞﾗｽｸﾛｽﾗｲﾆﾝｸﾞ工法（GEU-3）	ﾌﾟｰﾙｺｰﾄ施工ｼｽﾃﾑ SS-311G工法同等程度 ﾌﾟｰﾙｺｰﾄｽﾍﾟｼｬﾙAU仕上げ同等程度 発錆除去脱脂含む	505	㎡			
ｺｰｽﾗｲﾝ塗装　W=200	2回塗	221	m			
短辺（ｽﾀｰﾄ・ﾀｰﾝ面）ﾉﾝｽﾘｯﾌﾟ	珪砂散布（6号程度）	31.2	㎡			
ｵｰﾊﾞｰﾌﾛｰ部ﾉﾝｽﾘｯﾌﾟ	長辺のみ　珪砂散布（6号程度）	78.7	㎡			
距離標示　ｵｰﾊﾞｰﾌﾛｰ部	ｽﾃｯｶｰ	4	か所			
水深標示　ｵｰﾊﾞｰﾌﾛｰ部	ｽﾃｯｶｰ	4	か所			
水深標示　ﾌﾟｰﾙ槽内　長辺側面	ｽﾃｯｶｰ（２枚組）	4	か所			
ｼｰﾘﾝｸﾞ打ち替え	ﾎﾟﾘｻﾙﾌｧｲﾄﾞ系（PS-2） ﾌﾟｰﾙ層・ﾌﾟｰﾙｻｲﾄﾞ取り合い	81	m			
鉄部腐食部補修		1	式			
建築混合廃棄物		1.5	m3			
運搬費	2t	1	台			
汚泥廃棄物（ｳｫｰﾀｰﾌﾞﾗｽﾄ時の排水処理費を含む）		1.2	m3			
運搬費	2t	1	台			
計						

名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　　額	備　　考
区画措置 （市立旭中学校 ）	修繕車両区画　ｶﾗｰｺｰﾝ区画 18m程度	1	式			
発電機 （市立旭中学校 ）	2KV程度　燃料費及び損料共	1	式			
区画措置 （市立大野南中学校）	修繕車両区画　ｶﾗｰｺｰﾝ区画 20m程度	1	式			
発電機 （市立大野南中学校）	2KV程度　燃料費及び損料共	1	式			
計						

相模原市環境方針

本市は、「相模原市環境基本条例」の基本理念に則り、望ましい環境像「人と自然が共生するまち～市民と築く、地域循環共生都市さがみはら～」を実現するため、事務事業の実施に当たり、以下のとおり、取組目標を設定し、継続的改善を推進します。

1　「相模原市環境基本計画」に基づき、環境関連施策を推進し、事務事業の実施に伴う環境負荷の低減を図ります。

2　地球温暖化対策や循環型社会の形成などを推進するため、再生可能エネルギー等利用設備の導入、省エネルギー機器の導入、公用車適正利用の推進、ごみの減量化・資源化の推進、資源・エネルギーの有効活用に取り組みます。

令和２年４月１日

相模原市長

【相模原市環境基本条例　基本理念】

1　環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ文化的な生活を営むことのできる自然と調和の取れた豊かな環境を確保し、及び向上させ、並びに将来の世代へ継承していくことを目的として行うものとする。

2　環境の保全及び創造は、環境に関する資源の有限性を認識するとともに、その適正な管理及び利用を図り、もって環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として行うものとする。

3　環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民相互の協力の下に行うものとする。

4　地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で安全かつ文化的な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であることから、積極的に推進するものとする。